



赤い羽根共同募金への

協力をお願いいたします。

10月1日（火）より、赤い羽根共同募金運動が全国一斉スタートしました。

東秩父村支会では、11月に行政区長の皆様を通じ、戸別募金を依頼させていただきます。

また、東秩父村役場住民福祉課窓口及び、コミュニティセンターやまなみ入口に募金箱を設置いたしました。皆様のあたたかいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

赤い羽根募金	地域歳末たすけあい募金
つかいみち 一人暮らしの高齢者を見守る活動や、障がい者が働く事業所への支援、福祉施設の整備のほか、ボランティア育成や子どもたちへの福祉教育など、県内の身近な福祉活動に役立てられます。 ※災害時には、災害ボランティアセンターの設置や運営など、被災地支援にも役立てられます。	つかいみち 市町村を単位として、社会福祉協議会が民生委員・児童委員協議会と協力し、支援を必要とする人たちが、地域で安心して新たな年を迎えることができるよう、歳末福祉事業や慰問事業に役立てられます。
東秩父村では 令和7年度に実施される敬老事業の記念品の一部に活用されます。	東秩父村では 令和6年中に村内の生活困窮世帯、在宅重度心身障がい者、在宅長期疾病者、長期入院・入所者に慰問とともに配分されます。

※共同募金会への寄附には、税制上の優遇措置があります。

確定申告には寄付金控除用領収証が必要です。必要な方は区長発行の領収証と差し替えさせていただきますので、発行された領収証をお持ちの上、社会福祉協議会窓口までお越しください。

心配ごとの相談をお受けしています

毎月16日（休日の場合は、翌営業日）
役場会議室にて

日々過ごす中で、何かしらどこに相談したらよいのか分からない事が出てくるものです。緊急的ではないし、後で誰かに聞いてみようと思いつながら、数カ月が過ぎます。そしてまた、あのことはどうしようと頭をよぎります。

そんな時は、心配事相談所に相談してみませんか。お話を伺い、すぐに解決できる内容であればその場で答えしますが、その場で解決できないことも多いと思いますので、その場合は、その内容を関係機関に引き継いで答えを出していただくようにしています。相談をお受けするのは、各民生委員さんです。

また、同会場で行政相談委員による行政相談も行われています。国に対する要望までお受けできるので、気になることは、そこでご相談ください。

シルバー人材センター

会員募集中

シルバー人材センターでは、一緒に活動していただける会員を募集しています。

主な作業は

- ・草刈り機による除草作業
- ・剪定作業（ヘッジトリマー使用もあり）
- ・チェーンソー作業
- ・人力による草むしり
- ・網戸の張替え 等です。

私は、こんなこともできますという方も、事務局までご相談ください。内容によっては、就業につながる場合もあります。

詳しくは、シルバー人材センター事務局
☎ 82-1238 へお問い合わせください。

出前講座を行います

今月の講座は、11月21日（木）
宿集落センターで、体操終了後です



写真は、在家一区での講座の様子です

東秩父村に来てケアマネージャーとして介護保険に関わるようになって分かったこと、社協が行う福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の2部構成でケアマネージャーの豊田と地域福祉担当の須賀でお話をさせていただきます。

社会福祉協議会は地域住民の方々に対し活動を提供する団体でもあります。この出前講座をきっかけにして皆さんと話し合い、協働で講座を育てることで参加者を増やし、多くの方に声を届けることのきっかけになるのではないかと考えております。

出前講座でご不明なことは、社会福祉協議会の豊田、須賀にお問合せください。

老人クラブ連合会主催

グラウンドゴルフ大会が
行われました

老人クラブ連合会では、恒例となったグラウンドゴルフ大会を10月22日（火）に開催しました。

当日は、秋空のもと27名の会員が参加し、お互いのプレーを称え合いながら、親睦を深めることができました。大会の結果は以下の通りです。（敬称略）



順位	氏名	所属クラブ
優勝	栗島 健一	御堂生きがいクラブ
準優勝	若林 全	御堂生きがいクラブ
第3位	久保田くに子	大内沢長寿クラブ

マリーゴールドの丘を見学

今年から、介護予防通所型事業として、対象者の範囲も広がり、現在は参加者15名で、開催しています。今月のデイサービスは、秋のお花見で10月24日（木）に本庄市「マリーゴールドの丘」に出かけました。



今月のシルバー人材センター入会説明会は

11月14日（木） 午前10時よりコミュニティセンターで行います

8月以降、関東地方で深夜民家に押し入る強盗殺人・傷害事件が多発しています。報道によれば、深夜家主が在宅していることを確認して押し入り、家主を縛った上暴行に及び、そこで現金の在りかを聞き出し、奪って逃げます。家主がいれば直接聞けるので、犯行時間が短くて済むという新手法の手口ようです。

これらの犯罪には、指示役があり、犯人は携帯電話で指示を受けながら犯行に及んでいます。指示役がどんな情報から押入る家を選定しているのか、不安が積み重なります。

自宅の防犯対策は、できることを最大限対応しておくことが、必要ようです。

※10月号たより雑感の中の「体制」は「体勢」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

たより雑感